

○重徳委員 それから次に、国債について、建設国債のあり方について根本議論をしていきたいと思うんです。

建設国債というものは、通常は、一般の家計と同じように、その年の税収をもって歳出に充てるという当然の行政の財政運営になるわけなんです、この例外といたしまして、大きな資産を形成し、道路とか橋とか、そういう何十年ももつような資産をつくるわけですから、それは借金をもって後の将来世代が負担する、だから建設国債を発行するという正当性が法律上も、財政法上、認められている、これは私も承知をしております。

しかしながら、問題なのは、今、六十年償還ルールです。国債を発行して、何遍も借りかえて、最終的には六十年かけて償還するんですが、六十年後の、あるいはその手前でもいいです、二十年、三十年後の日本の人口なり生産年齢人口、きのうも岸本委員から話がありましたが、毎年1%減っているんです。したがって、納税者だって減るわけです。そういう前提で、縮小していく納税者、つまり、借金を返す人たちがどんどんこれから減っていくのに、今までどおりどんどん同じように建設国債を発行していくというは大いなる問題ではないか、今までのように安心して建設国債をばんばん発行していればいい時代はもう終わっていると思います。

何とかしてこの建設国債に歯どめをかけるべきではないかと思いますが、麻生大臣、いかがでしょうか。

○山口副大臣 ただいま建設国債のお話でございますが、先生も御案内のとおり、建設国債というのは財政法四条一項、これを根拠にしておるわけでありませんが、決して野方図に発行というわけではございません。

御案内のとおり、この対象となる公共事業というのは、資産を形成する支出であり、通常その資産からの受益も長期にわたるといふうなことから、例外的に公債発行によって財源を賄って、後世代に費用負担を求めるといふことが許容されておるといふうなことでありますが、先生の今お話しになりましたとおり、さまざまな情勢の変化等々もあります。そこら辺は、しっかりと慎重に我々もやっていきたいと思っております。